

鳥取県告示第 903 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市佐治町尾際字本坂6の4、字カキナル260の1、264、264の2、264の4、264の5、264の8、265の1、267、272、273、273の3、274の8、275の4、276の1、字アセヒラ630の2、字北平ル場830、830の2、830の3、830の9、字名谷口851の1、851の2、字本坂谷961、965、966、967の2、968の1、969、970、970の1、970の2、字火打岩谷976から979まで、字曲渕平980、982、984、字尾際谷平1055、1056、1059の1、1059の3、1060の1から1060の3まで、1060の6、1060の8から1060の10まで、1061から1065まで、字小田ノ尾1136から1138まで、字檜下1141の2、1144、1145、字檜谷1189、1190の1、1190の2、1191、1191の1、1192の2、1194の1、字檜頭1209の1、1210の1、1211の1、佐治町河本字奥右栃310、310の1、620、字ヤナヒサコ359、360の4、361の1、361の2、361の4、361の7、363、363の2、字嵐谷371、372、372の1、372の3、字孤ヶ尾642、644、644の1、字流田向771から773まで、774の1、779から781まで、782の1、782の2、字長戸路801の1、801の3、字棚バン802の1、802の2、803、字ケホウ809の1から809の9まで、字堂ノ平812の1、812の3、812の5から812の64まで、813、字ハウジ谷816の1から816の4まで、字アラアラ817の1、817の2、819、字大ゾラ820、821の1から821の4まで、822、字松谷823の1から823の32まで、824の1から824の39まで、字コエン田825の1から825の4まで、826の1、826の2、佐治町春谷字切石654、655の1、656の4、656の5、657、字大段ノ上798の1、798の2、799の1、799の2、字船谷平800の1、800の2、800の5、801、字大谷平802の1、802の2、803の1、803の2、804の1、字船谷平805の1、805の2、佐治町畑字イヤ谷ジコウ平399、401の1、402の1から402の4まで、字ヤキヤウ大谷平409、411、413、413の2、414、415、430、字チヤシ畑417、字西光明谷平478から480まで、486、491、496から498まで、502、字後口山平521、字谷尻522の1から522の5まで、字ヤキヨ尾525の1、525の2、佐治町高山字小屋場421の2、423の2、423の4、423の5、字モチアグラ433の117から433の119まで、433の140、433の141、字上へ谷959から963まで、966から969まで、971から973まで、字カタノツヤ平975、975の1、976、976の1、977、977の1、978、981、983の1から983の3まで、985から989まで、990の1から990の5まで、991の1から991の7まで、992、992の1から992の3まで、993の1から993の6まで、994の1から994の4まで、995、996、998の2から998の4まで、998の6から998の11まで、1001の1から1001の3まで、1002の1から1002の3まで、字引尾1003、1005の1から1005の4まで、1006から1009まで、1010の1から1010の4まで、1013の1、1013の2、1016、字ソウゲン1035、1036、1038の1、1038の2、1039の2、1039の3、1040の3から1040の7まで、字カタノツヤ1189の2から1189の4まで、字大平1191の1、1191の3から1191の11まで、1191の13、1191の15から1191の19まで、1191の21、1191の23から1191の25まで、1191の27から1191の29まで、1191の31、1191の33、1191の35、1191の36、1191の38、1191の40から1191の42まで、1191の48、1191の49、字アヲフ谷1192の1、1192の4から1192の6まで、1192の8から1192の11まで、1192の13から1192の18まで、1192の20から1192の24まで、字萩鳴1193、1193の9、1194の1から1194の6まで、字杉ノ沢1194の7から1194の10まで、1194の12から1194の20まで、1194の22から1194の24まで、佐治町津野字大清水83の3、83の4、83の7から83の9まで、字狼鳴646の1から646の55まで、646の57から646の64まで、646の66、646の67、646の71、646の76、字中尾平683、685、686、688、692、694、字馬場尻694の1から694の42まで、694の44、694の45、694の47、694の49、694の51、694の53、694の54、694の56、694の59、694の60、字中尾平694の62、字東大平699の1から699の3まで、700、701、703、704、706、706の1、706の2、707、708、710、712から714まで、715の2、719、720、723、字大段ノ上724から731まで、733、735、佐治町津無字瀧谷日平850の1、850の2、850の4から850の10まで、字瀧谷頭851の1から851の4まで、字瀧谷影平ラ852の1、852の2、852の4、852の

6 から852の12まで、佐治町福園字庭林240、宇木合谷東平241の1から241の4まで、244の1から244の3まで、245の1から245の3まで、宇木合谷西平246、宇木合谷大茅野299、300、宇木合谷溜瀧谷302の1、302の2、宇木合谷東平古屋敷303、宇木合谷奥東平304の1から304の5まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市佐治町加瀬木字秋長1389の1から1389の3まで、字家ノ上1396の1、1396の2、字猫居2455、字西下モ河原2530

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)